

## 評 価 基 準 に つ い て

審査員は、提出された企画提案書について次のとおり評価し、全ての審査員の評価の平均点が最も高いものを受託候補者として選定する。

### 1 審 査 員

審査を行う者は、次のとおりとする。

- ・ 行財政局資産活用推進室資産管理課長
- ・ 行財政局資産活用推進室債権回収促進係長
- ・ 行財政局資産活用推進室債権回収促進担当係員
- ・ 行財政局税務部収納対策課収納企画係長

### 2 評 価 項 目

#### (1) 技術点 (90点)

##### ア 講師評価

- ・ 過去5年間に‘生活再建提案型’の債権回収業務研修と同内容の研修を受託した件数
- ・ 本業務に関する知見があり、有益な指導を実施することが可能か
- ・ 受講者を惹きつけるセールスポイントがあるか

##### イ 企画内容評価

- ・ 本研修の趣旨を理解し、仕様書の内容を反映した企画内容となっているか。
- ・ 効果的な手法・技法を盛り込み、受講者が債権回収に係る交渉を行うに当たって、実践的で効果の高い企画内容となっているか。
- ・ 受講者を惹きつけ、より多くの者を効率的に受講させる企画内容となっているか。

#### (2) 価格点 (10点)

### 3 評 価 基 準

(1) 審査員は、上記の評価項目により企画提案書を評価する。

(2) 提出された企画提案書のうち、予定価格を超えているものについては、失格とする。

(3) 平均点が最も高いものが2以上あるときは、次のとおり取り扱う。

ア 提案者それぞれの「企画内容評価点」の平均点が異なる場合

「企画内容評価点」の平均点が高い者を受託候補者とする。

イ 提案者それぞれの「企画内容評価点」の平均点と同じ場合

くじ引きにより、受託候補者を決定する。

(4) 提案者が一者のみであっても、平均点が60点を超えた場合は、受託候補者として選定するものとする。